

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月10日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 サスメド株式会社

【英訳名】 SUSMED, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上野 太郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号

【電話番号】 03-6366-7780(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 小原 隆幸

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号

【電話番号】 03-6366-7780(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 小原 隆幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 累計期間	第9期 第1四半期 累計期間	第8期
会計期間	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日
事業収益 (千円)	31,392	32,708	530,654
経常損失 () (千円)	91,591	145,014	44,318
四半期 (当期) 純損失 () (千円)	92,991	146,212	50,749
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,859,193	46,588	40,951
発行済株式総数 (株)	16,287,200	16,649,800	16,622,500
純資産額 (千円)	4,772,901	4,738,283	4,870,797
総資産額 (千円)	4,841,040	4,942,580	5,101,124
1株当たり四半期 (当期) 純損失 () (円)	5.72	8.79	3.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	98.5	95.6	95.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期 (当期) 純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は配当を行っていないため、1株当たり配当額について記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文章中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により経済活動の正常化に向けた動きが見られ、緩やかな回復が続きましたが、為替の変動やウクライナ情勢の長期化に伴う資源・エネルギー価格の高騰に伴う物価上昇や海外景気の下振れリスクなどにより、先行きの不透明な状況が続いております。

国内の医療用医薬品市場においては、ドラッグ・ラグや後発医薬品の供給不足で医薬品供給の土台が揺らぐ中、薬価制度の抜本的見直しも議論されています。また、ドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの観点からは医薬品の開発に要する膨大な時間とコストが課題とされており、最先端のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）をはじめとしたデジタル技術の活用によって、新薬の研究や開発に必要な期間やコストを圧縮することが期待されています。

こうした中、当社は「ICTの活用で“持続可能な医療”を目指す」というビジョンを掲げ、自社構築のデジタル医療プラットフォームを活用した治療用アプリ開発を行う「DTx（デジタル治療：Digital Therapeutics）プロダクト事業」、並びに汎用臨床試験システム、機械学習自動分析システムの提供及びこれらシステムを活用したDTx開発支援から構成される「DTxプラットフォーム事業」を展開し、ブロックチェーン技術やAI（人工知能）技術の応用で業界に新たな価値を生み出し社会課題を解決することを目指して事業を推進しています。

DTxプロダクト事業では、医薬品に依存しない不眠障害治療の選択肢として欧米で推奨されている認知行動療法を実施する不眠障害治療用アプリを開発しております。本アプリについては、2023年2月15日付で厚生労働省より医療機器製造販売承認を取得し、現在は保険適用と製品の上市に向けた準備を進めております。今後は、塩野義製薬株式会社との間で締結した本アプリに関する販売提携契約に基づき、開発進展などに応じたマイルストーン収入として総額最大41億円の受領を予定するとともに、製品上市後はその販売額に応じたロイヤリティの受領を予定しております。また、杏林製薬株式会社と共同開発を行っている耳鳴治療用アプリについては、特定臨床研究が開始されました。今後は、共同研究開発及び販売に関する契約に基づき、開発進展などに応じたマイルストーン収入として総額最大6億円の受領を予定するとともに、製品上市後はその販売額に応じたロイヤリティを受領する予定です。さらに、2023年9月にあすか製薬株式会社との間で産婦人科領域における治療用アプリの共同研究開発及び製品上市後の販売に関する契約を締結し、契約一時金として2億円、今後の開発段階などに応じたマイルストーン収入として総額最大25億円の受領を予定するとともに、製品上市後はその販売額に応じたロイヤリティを受領する予定です。その他のパイプラインにつきましても、乳がん運動療法アプリでは検証的試験の開始に向けた準備を進めており、進行がん患者向けのアドバンス・ケア・プランニングを支援するアプリ、及び、慢性腎臓病患者向けの腎臓リハビリアプリではそれぞれ探索的試験（第Ⅰ相臨床試験に相当）において被験者登録を完了するなど、開発パイプラインは順調に進展しております。今後も長期的視点での収益の最大化のために、財務指標に先行する開発パイプラインの件数や、臨床試験の進捗を重要な経営指標と位置付けて事業運営を行ってまいります。

DTxプラットフォーム事業では、当社のブロックチェーン技術を活用した治験管理システム（SUSMED SourceDataSync®）を利用し、アキュリスファーマ株式会社において、ナルコレプシー患者を対象としたヒスタミンH3受容体拮抗薬/逆作動薬 Pitolisant の国内第Ⅰ相臨床試験、閉塞性睡眠時無呼吸症候群に伴う日中の過度の眠気が残存する患者を対象としたヒスタミンH3受容体拮抗薬/逆作動薬 Pitolisant の国内第Ⅰ相臨床試験が開始されております。また、DTxプロダクト事業にて開始された耳鳴治療用アプリの特定臨床研究についても、SUSMED SourceDataSync®を活用しております。今後もブロックチェーン技術を用いた治験の実施により、新薬開発コストの適正化と治験データの信頼性向上を同時に実現することを目指してまいります。

アカデミア等との共同研究につきましては、当社が開発する治療用アプリやプラットフォームシステムの着実な普及のために重要な取り組みであると考えております。東北大学との間ではSUSMED SourceDataSync®を活用した静

脈疾患レジストリの構築に関する基本合意書を締結しました。今後もこれまで社内で蓄積してきた知見をベースに社外の知識も取り込んで新しい価値を創り出すべく、多くの大学や研究機関との共同研究を積極的に推進してまいります。

これらの結果、当第1四半期累計期間における業績は、事業収益32,708千円（前年同四半期は31,392千円）、営業損失150,444千円（前年同四半期は91,787千円の損失）、経常損失145,014千円（前年同四半期は91,591千円の損失）、四半期純損失146,212千円（前年同四半期は92,991千円の損失）となりました。

なお、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に採択された研究事業の精算金額確定などによる「助成金等収入」5,163千円を営業外収益に計上しております。

（DTxプロダクト事業）

当セグメントは、治療用アプリ開発で構成されております。治療用アプリ開発では、不眠障害治療用アプリにおいて、保険適用と製品の上市に向けた準備を進めております。また、杏林製薬株式会社と共同研究開発を行っている耳鳴治療用アプリについて、特定臨床研究を開始いたしました。その他のパイプラインにつきましても、進行がん患者向けのアドバンス・ケア・プランニングを支援するアプリ、及び、慢性腎臓病患者向けの腎臓リハビリアプリではそれぞれ探索的試験（第 相臨床試験に相当）において被験者登録を完了しております。加えて、複数の医療機関と共同研究を行い、次のパイプラインの獲得を目指しております。販売段階にあるプロダクトはまだありません。

この結果、本報告セグメントの当第1四半期累計期間の事業収益の計上はなく（前年同四半期もなし）、セグメント損失は37,322千円（前年同四半期は19,858千円の損失）となりました。

（DTxプラットフォーム事業）

当セグメントは、汎用臨床試験システム及び機械学習自動分析システムの提供、並びにこれらシステムを活用したDTx開発の支援で構成されております。汎用臨床試験システムの提供に関しては、アキュリスファーマ株式会社との間で締結した、治験実施に関する契約に基づき、企業治験としては世界初となるブロックチェーン技術を活用した治験の実施を進めております。さらに、耳鳴治療用アプリの特定臨床研究においても、SUSMED SourceDataSync®を活用しております。機械学習自動分析システムの提供及びDTx開発の支援に関する活動につきましては、前期からの継続利用に支えられ、収益は安定的に推移しております。

この結果、本報告セグメントの当第1四半期累計期間の事業収益は32,708千円（前年同四半期は31,392千円）、セグメント損失は4,518千円（前年同四半期は22,324千円の利益）となりました。

財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は、4,942,580千円となり、前事業年度末に比べ158,544千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が158,562千円及び前払費用が2,996千円減少、未収消費税等が2,204千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債合計は、198,646千円となり、前事業年度末に比べ26,030千円減少いたしました。これは主に未払金が9,042千円増加した一方、未払消費税等が27,759千円、契約負債が4,135千円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定負債合計は、5,650千円となり、前事業年度末からの変動はありませんでした。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は4,738,283千円となり、前事業年度末に比べ132,513千円減少いたしました。これはストック・オプションの行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ5,637千円増加したほか、新株予約権が2,423千円増加した一方、四半期純損失の計上に伴い利益剰余金が146,212千円減少したことによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において発生した当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における当社の研究開発費の総額は、58,311千円であります。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 共同研究開発及び販売に関する契約

相手方の名称	住所	契約の内容	地域	対価の受領	契約期間
あすか製薬株式会社	東京都港区	産婦人科領域における治療用アプリの共同研究開発及び製品上市後の販売に関する契約	日本	・契約一時金 ・マイルストーン ・販売額に応じたロイヤリティ	2023年9月25日～本件アプリの上市日が属する事業年度から10事業年度が経過する日までの期間

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	53,000,000
計	53,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,649,800	16,676,000	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株であります。
計	16,649,800	16,676,000	-	-

- (注) 1. 2023年9月29日開催の取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、2023年10月25日付で発行済株式総数が26,200株増加しております。
2. 提出日現在発行数には、2023年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第9回新株予約権
決議年月日	2023年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1
新株予約権の数(個)	160(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,664(注)3
新株予約権の行使期間	自 2025年9月1日 至 2033年8月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,664 資本組入額 832
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

本新株予約権の付与日(2023年9月1日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年10月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個あたり、普通株式100株とする。ただし、株式分割（当会社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行う。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償にて発行されるものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）は、次の条件に従い新株予約権を行使するものとする。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社または当会社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当会社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権は割当日から24ヶ月経過時点で本件新株予約権の48分の24に相当する個数について権利が確定するものとし、以後 1 ヶ月経過する都度、48分の 1 ずつ増加し、割当日から48ヶ月経過後は本新株予約権の総数について権利が確定されるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の割合は、その直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能な本新株予約権の割合に基づく本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な本新株予約権の割合とみなす。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日 (注)	27,300	16,649,800	5,637	46,588	5,637	5,388,831

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,611,600	166,116	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	10,900	-	-
発行済株式総数	16,622,500	-	-
総株主の議決権	-	166,116	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,048,838	4,890,275
売掛金及び契約資産	10,917	11,975
前払費用	25,382	22,386
未収消費税等	-	2,204
その他	321	5
流動資産合計	5,085,460	4,926,847
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	7,602	7,858
投資その他の資産	8,062	7,875
固定資産合計	15,664	15,733
資産合計	5,101,124	4,942,580
負債の部		
流動負債		
未払金	53,350	62,393
未払費用	1,266	2,200
未払法人税等	1,210	302
未払消費税等	27,759	-
預り金	5,897	6,816
契約負債	126,543	122,407
その他	8,649	4,526
流動負債合計	224,677	198,646
固定負債		
資産除去債務	5,650	5,650
固定負債合計	5,650	5,650
負債合計	230,327	204,296
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,951	46,588
資本剰余金	5,383,193	5,388,831
利益剰余金	562,607	708,819
株主資本合計	4,861,537	4,726,600
新株予約権	9,260	11,683
純資産合計	4,870,797	4,738,283
負債純資産合計	5,101,124	4,942,580

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
事業収益	31,392	32,708
事業費用		
事業原価	1,212	2,182
研究開発費	25,637	58,311
販売費及び一般管理費	96,329	122,658
事業費用合計	123,180	183,153
営業損失()	91,787	150,444
営業外収益		
受取利息	1	-
助成金等収入	-	5,163
講演料等収入	336	250
その他	5	159
営業外収益合計	342	5,573
営業外費用		
株式交付費	144	142
その他	2	-
営業外費用合計	146	142
経常損失()	91,591	145,014
特別損失		
減損損失	1 1,097	1 895
特別損失合計	1,097	895
税引前四半期純損失()	92,688	145,909
法人税、住民税及び事業税	302	302
法人税等合計	302	302
四半期純損失()	92,991	146,212

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 資産のグルーピング方法

事業用資産においては管理会計上の区分を基準に、本社等に関しては全社資産として、グルーピングを行っております。

(2) 減損損失を認識した資産グループの概要

前第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

場所	用途	種類
本社	全社資産	工具器具備品

当第1四半期累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

場所	用途	種類
本社	全社資産	工具器具備品

(3) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、全社資産について減損損失を認識しております。

(4) 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

前第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

種類	金額
工具器具備品	1,097

当第1四半期累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

種類	金額
工具器具備品	895

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、備忘価額をもって評価しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
減価償却費	128千円	2,158千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

1. 報告セグメントごとの事業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	四半期損益計 算書計上額 (注2)
	DTxプロダクト 事業	DTxプラット フォーム事業			
事業収益					
外部顧客への事業収益	-	31,392	31,392	-	31,392
セグメント間の内部事業収益又は振替高	-	-	-	-	-
計	-	31,392	31,392	-	31,392
セグメント利益又は損失()	19,858	22,324	2,466	94,253	91,787

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回ることが見込まれるため、セグメントに配分していない全社資産について、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、前第1四半期会計期間においては1,097千円であります。

当第1四半期累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの事業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	四半期損益計 算書計上額 (注2)
	DTxプロダクト 事業	DTxプラット フォーム事業			
事業収益					
外部顧客への事業収益	-	32,708	32,708	-	32,708
セグメント間の内部事業収益又は振替高	-	-	-	-	-
計	-	32,708	32,708	-	32,708
セグメント損失()	37,322	4,518	41,841	108,603	150,444

(注)1. セグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失()の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回ることが見込まれるため、セグメントに配分していない全社資産について、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期会計期間においては895千円であります。

(収益認識関係)

当社の事業収益は、顧客との契約から生じる収益であり、当社の報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	DTxプロダクト事業	DTxプラットフォーム事業	
財又はサービスの移転の時期			
一時点で移転する財又はサービス	-	19,017	19,017
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	12,375	12,375
顧客との契約から生じる収益	-	31,392	31,392

当第1四半期累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	DTxプロダクト事業	DTxプラットフォーム事業	
財又はサービスの移転の時期			
一時点で移転する財又はサービス	-	20,378	20,378
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	12,329	12,329
顧客との契約から生じる収益	-	32,708	32,708

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純損失()	5円72銭	8円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	92,991	146,212
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	92,991	146,212
普通株式の期中平均株式数(株)	16,249,879	16,638,821
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(マイルストーン収入)

当社は2023年11月2日付で、杏林製薬株式会社との間で締結している耳鳴治療用アプリの共同研究開発及び販売に関する契約に基づき、開発マイルストーンを達成しました。

本マイルストンの達成は、本アプリの探索的試験において最初の被験者により本アプリの使用が開始されたことによるものであります。これにより、当社は本契約で定められた開発マイルストーン収入100,000千円を受領する予定です。

本マイルストンの達成に伴い受領するマイルストーン収入は、本契約締結時に受領し契約負債に計上しておりました契約一時金100,000千円と併せて2024年6月期第2四半期の事業収益として計上する予定です。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月10日

サスメド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 齋 裕 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 謙

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサスメド株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、サスメド株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。